

Title	辨證法論理の主體性格に就て
Sub Title	
Author	松本, 正夫(Matsumoto, Masao)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1940
Jtitle	哲學 No.21/22 (1940. 7) ,p.119- 193
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川合博士古稀記念特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000021-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

辨證法論理の主體性格に就て

松本正夫

凡そ新しい論理が確立せられると何時も、それまでの論理は全く光を失つて仕舞ひ、一切はこの新しい論理に依つてのみ支配せられると考へられるのが常である。アリストテレスに依る推論式^{シロギスティック}、即ち、演繹論理の確立の場合、又この「オルガノン」に對して「ノーザム、オルガヌム」としてベーコンが確立した所の歸納論理の場合、最後にヘーゲルに依つてなされた辨證法論理の確立の場合、何れの場合に於てもこのことが云へるのである。しかし新しい論理の發見に伴ふこの種の偏見は清算されなくてはならない。例へば、辨證法論理が發見せられた今日に於ても、尙、演繹論理なり、歸納論理なりはその効力を毫も失はず、否、實際上では反つて辨證法論理より有力ですらあるのである。そこでこれらの諸論理の各々に各自固有の權利を確保する爲、存在の論理一般の中に各々の論理が占める特定の地位を規定する

ことが必要である。つまり、存在の根本様式たる諸範疇により組織せられる範疇表の各々の部分から、上述諸論理に特有なそれぐの性格が導出されうることが解れば、それでよいのである。従来多く在る辨證法論議に於ては單にヘーゲル的な辨證法の圖式が墨守せられ、主としてその適用が論せられるのみであつて、辨證法的論理の内容、云はば、その特殊の性格に就ての積極的探究には甚だ缺くる所が多いのではないかと考へられる。正、反合の單なる圖式を凡ゆるものに適用することは自由である。成程、演繹論理によつて規定せられた一般者の體系に關しても、又歸納論理に依つて規定せられた個別者の現象に關しても、右の圖式に基き、改めて、これを構想することは一應許されよう。しかし既にそれ自身演繹的なり、歸納的なりに規定せられたものに就ての圖式構成は云はば規制であつて、存在の論理としての原本的規定の意義を有しえないのである。この様な辨證法の適用が刀を以て空を切る如く、一應自由であると云ふ所に、反つてそれが存在の論理としての辨證法の濫用であるとの證據がある。眞に存在の論理として辨證法は、唯、それに依つてのみ原本的に規定されうると云ふ特有の存在様式に關してのみ

發見せられなくてはならない。辨證法に依る以前に他の仕方で規定されうる様な演繹的、歸納的なものに關しては、辨證法は單に圖式として繰返され、曖昧に適用されるに過ぎないのである。既に規定されたものを強ひて任意に規制するものであるから、そう云ふものが存在を一次的に規定すべき存在の論理たり得ないことは明白である。辨證法を存在の論理として確立し、その妥當範圍を特殊化することは、反つて學問の實際に於ける辨證法の役割を強力にする所以であると思はれる。以下斯かる意味に於ての試みの一端とその見通しとに關して概説する積りである。

一、命題學 Apophantik

存在の論理學は先づ命題學を手掛りとして出發する。何となれば、命題は肯定であつても否定であつても、常に何らかの「である」以外のものではないからである。肯定命題が「SはPである」のは云ふまでもないことであるが、否定命題も「SはPでない」のである、「ある」と云ふ意味で矢張り「である」ことを要するのである。これは外國語

の文法では否定が non est であつて、必ず est を必要なりとする點によく表明せられて居る。存在の論理學が「である」の論理學であると云ふ以上「……である」の表明たる命題をその手掛りとするのは何も不思議なことではない。

却説、如何なる命題にも S と云ふ主語があり、P と云ふ述語がある。述語とは何かに就て述べられる所の何かであり、主語とはそれに就て何かが述べられる所のその何かである。何事か述語せられる爲にはそのことがそれに就て述語せられたのであると云ふその主語の存在をどうしても前提しなくてはならない。如何なる述語も主語に就ての述語としてのみ述語たりうると云ふ意味で、述語は主語に依據せるものと云ひ得るのである。述語の存する以上、それの存在を由來した特定の主語が存在せねばならない。しかし主語が存するからとて必ずしも特定の述語が存在せねばならないと云ふ譯のものではない。この様な述語の主語に對する依據の關聯を二つの種類に分けることが出来る。一つは主語が述語を自らの中に理據として内在せしめるに依つて自らに依據せしめる所の分析的關聯であり、他は主語が述語を自らの外に發出原因することに依つて自らに依據

せしめる所の綜合的關聯に當る。前者を分析命題と云へば、後者は綜合命題と呼び得べく、兩者の主語述語關聯はその構造を異にすると雖も、述語が主語に對して依據すると云ふ一點に就ては何ら異なる所がないのである。

所が右に於て主語、述語と定義したことは常に必ずしも一義的な意味を有するとは限らない。何となれば、今 s と云ふ主語に就て p と述語せられ、更にその p を主語としてそれに就て q と述語せられ、更にその q を主語として r と述語せられ、以下これと同じことを繰返す場合、或ひは、 s と云ふ主語が實は t と云ふ主語に就ての述語であり、更に t と云ふ主語が u と云ふ主語の述語であり、更にその u が w と云ふ主語の述語であり、以下これと同じことを繰返す様な場合、主語とか述語とか云つても決して一義的に定まつた内容を有するものではなく、述語であるものが時には他のものの主語となり、逆に又主語であつたものが時には他のものの主語となると云ふ風に單に相對的な區別しか表はしえないのである。斯くの如く相對的な意味しか有たぬ主語・述語の系列に於て主語から述語に赴く(前者の)場合を上昇述語 ($po\ aue$) の系列、述語から主語の方に向に赴く(後者の)場合を下降主語 (mu)

cate) の系列と名付けることが出来る。

今、述語の主語への依據の方向に下降主語の系列を辿つて行けば、遂に依據の究極の據點となる最後の主語に到達する譯である。この最後の主語を除いて、系列中に経過すべき如何なる主語も他のものの述語となりうる性質のものであり、云はば命題如何に依つて主語となり、述語となると云ふ相對的な意味の主語でしかありえなかつたが、それに反してこの最後の主語は依據の最後の據點として、ものはやそれ自らの依據する何らかの他の主語を有せず、従つて自ら決して他のものの述語となることなきものである。これは他の凡べての述語の主語であつて、自らは決して他のものの述語となりえざる究極主語に他ならぬ。他の一切を自らに依據せしめて、自らは自分に依據する以外他の一切のものに依據しないこの最後の主語に到つて、始めて論理上「主語」と云ふことの一義的内容が生じてくるのである。蓋し、斯かるものこそもはや述語にはなりえない様な獨自の内容を自らに備えて居るからである。所が、他方、この最後の主語以外の他の主語は何れも他のものの述語となりうると云ふ、究極主語の意味する内容とは根本的に異つた内容

を有つて居るものであつて、その何れもが結局何らかの意味でこの最後の主語に依據するものである以上、何れもその最後の主語の述語たることの性格は之を共にするものと云はれるを得ぬ。「主語の述語に就ての述語はその主語の述語であり、主語の述語に就ての否定的述語はその主語に就ての否定的述語である」“notae notae est nota rei ipsius, repugnans notae repugnat rei ipsi.”と云ふ「總體及び悉無に關する原則」Dictum de omni et nullo の示す所に依れば、最後の主語に引續く一切の述語は悉くその主語の述語たる性格を有つものである。この意味で如何なる主語でも凡そ述語となりうるものであるならば、凡べてこの最後の主語に關して述語であると云はねばならない。最後の主語を除いた一切のもの、即ち、凡そ他のものの述語となりうる一切のものは一義的な最後の主語に對して一義的な述語を形成するのである。それらはたゞ一時に主語となることがあつても、一義的には述語でしかありえないのである。ここに於て始めて、主語と述語の一義的な區別が成立する。これを以前の主語・述語の相對的な區別と識別して、論理的主語、論理的述語の區別と呼ぶことが出來よう。究極主語を直接自らの一項としない通常

の主語・述語よりなる命題は、この區別より云へば、その主語も述語も實は論理的述語に他ならず、従つて論理的述語よりのみなる云はば、述語論理の命題に他ならないのである。

所が命題を下降主語の方向に移行して、その主語が遂に究極主語に達した時、更にこれを押し進め得るであらうか。つまり今までの様に、この究極主語をも述語とする先行の命題を求めることが出来るであらうか。抑々究極主語の本性は、上述した如く、自ら以外の他の何ものにも依據するものでないと云ふ點に存するのであるから、それが述語として何らかのものに依據するにしても自分自らに依據するより他に仕方がないのである。つまり究極主語は述語となるにしても、決して他のものの述語とはなり得ず、唯自分の述語 *praedicatum sui* となりうるのみである。この様に押し進められた命題に於て、究極主語たる述語が他のではなく自分の述語であると云ふ以上、その自分と云ふ語を以て示されるその主語も當然述語と同じく究極主語たらざるを得ないのである。丁度、論理的述語よりのみなる述語論理の命題が成立すると同様に、論理的主語よりのみなる主語論理の命題も

成り立たなくてはならない。その主語も述語も同一の究極主語に依つて占められると云ふ、自體に就て自體を述べる命題こそ眞に同一命題である。そして「主語は自分の述語である」*subjectum est praedicatum sui* と云ふ同一命題の定義が文字通りここに當てはまる。この様に究極の論理的主語は他のものの述語であると云ふ上述の意味での論理的述語には決してなり得ないものではあるが、自分の述語にはなれるのである。しかし又逆に論理的主語が自分の述語となる、この様な主語的命題に於ては、論理的主語は「他のものの主語(他の述語の主語)として現はれず、自分の主語(自分の述語の主語)となるのである。論理的主語は「他の一切のものの主語」として定義せられる以前に、先づ自分の主語でなくてはならない。つまり一切の論理的述語との關聯に先行して先づ自らと同一でなければならぬ。自分の主語は自分の述語、自分の述語は自分の主語であると云ふこの根源的命題での循還、即ち、論理的主語相互の自己同一的關聯の成立を俟つて、始めて他者への分析的或ひは綜合的主語・述語關聯が生じ、ここに上昇述語の非循還的系列が發足するのである。つまり論理的主語は「自分の述語」「自分の主語」であり、而して後始めて「他

の一切のものの主語たりうるのである。

論理的主語よりのみなる、云はば、主語論理の命題は單に同一命題のみではない。同一命題はその命題が肯定の場合生ずるものであつて、その命題が否定なる場合には矛盾命題が生ずるのである。 $S \equiv S$, $S \neq non-S$ を以て示される論理的主語の絶對的な同一・矛盾とは述語論理の命題中には未だ出現しえざりしものである。何となれば、述語論理の主語・述語關聯は悉く他者の關聯であり、その主語は他者の主語、その述語は他者の述語であつて、一方が他を含むか、一方が他を含まぬかの差異はあつても、何れも他者依據の關聯に他ならないからである。所が、上述の絶對的な意味での同一も矛盾も論理的主語、SとSとの自己關聯として始めて成立つものであつて、他者の關聯に於てでは成立つ筈もないのである。所が他者關聯の中に規定せられる一切の論理的述語も論理的主語の循還的な自己關聯を俟つて發出する非循還的系列の上に存するものであり、その依據の仕方こそ異れ、何れも何らかの仕方で論理的主語に従つて、その自己同一、自己矛盾に依據して居るものである以上、各々條件的の同一・矛盾を保有することは出來るのである。論理的述語

に同一・矛盾を云々しうるとしても、それは全然その依據する所の論理的主語の同一・矛盾のあるなしによる事であり、全くその制約の下にあるのである。詳しく云へば、それへの依據の仕方に依つて全く制約せられるのである。この意味で述語論理の制約下に同一・矛盾は變じて或ひは分析的依據の下に相、等、性、反、對、性、差、異、性となり、或ひは、綜合的依據の下に擬、同、性、個、別、性となるのである。これに對して自分以外の如何なる主語にも依據せぬ論理的主語相互の同一・矛盾とはもはや自己以外の如何なる他者に依つても制約せられぬ、云はば、無制約の同一・矛盾であり、自己關聯として示さるる同一・矛盾である。この種の無條件的な同一・矛盾は命題が下降主語の方向に移動した極限に於ける循還的主語述語關聯たる究極主語の命題に於て始めて得られるもので、それに到る如何なる述語論理の命題に於ても獲得せられえないものなのである。

論理的主語 S の無制約的同一・矛盾、即ち、 $S \equiv S$, $S \neq non-S$ と云ふ肯定と否定の命題は當然 $non-S \equiv non-S$ と云ふ新たな肯定、否定を要求する。つまり矛盾する $non-S$ の無制約的同一を要求する。論理的主語 S の無制約性が $non-S$ の無制約性を產出し

たのである。non-S は自ら無制約的に同一であることに依て論理的主語化せられるのである。斯くて肯定、否定に次ぐ新たな肯定に依つて、論理的主語の矛盾する他者が生ずる。但し、これは分析的或ひは、総合的主語・述語關聯に依る述語的他者とは全然區別されるべき主語的他者である。non-S が論理的主語化せられ主語的他者になるのは、偏へに論理的主語 S の無制約性によるものであり、この同じ無制約性が non-S を論理的主語化したのである。論理的主語の一者 S と云ひ、論理主語の他者 non-S と云ひ、決して別々のものであり得ない。論理的主語の無制約性そのことが矛盾する一者と他者の別存を許さないのである。論理的主語は無制約であるからこそ、一者であり他者であるのである。S=S であるからこそ non-S=non-S なのである。無制約なる論理的主語に在つては一者と他者とは單なる契機をなすに過ぎない。無制約的な論理的主語よりのみなるこの種の命題に於て、肯定、否定が更に再び肯定を要求することに依つて、後に判明する如く、辨證法的なものが豫想せられるのである。しかし主語・述語の關聯より論理的主語、論理的述語の一義的な定義を導出することまでは命題學に屬することであるけれども、既

に確定された論理的主語・述語の各々の内容に就てこの上探究することは既に命題學の域を越えて居るのである。何となれば、主語・述語に冠せられる論理的とは取りも直さず、存在の論理の意味に於て云はれるものに他ならず、従つて存在論上の特殊の性格を豫想することなくしてこの様な區別を理解しえないからである。論理的主語よりのみなる命題系列の循還性より、同一矛盾の根本命題を規定することは未だ命題學の問題であるにしても、その根本命題の同一矛盾の無制約性、従つてそこに豫想せられる辨證法論理の性格は既に存在の論理學たる存在論の問題に屬して居る。

二、論理學——存在の論理學 Ontologie——存在論¹

存在論は命題の「である存在」の基本様式としての範疇を扱ふ範疇論から出發する。抑々存在概念には二つの側面があり、これをスコラ學では名詞的存在 esse nominale 及び分詞的存在 esse participiale と呼んだのであつたが、前者を存在 Das Sein と呼ぶなら、後者は存在するもの Das Seiende と呼んでもよく、又前者を「である存在」

(11) Sosein と呼べば、後者を「がある存在」Dasein と呼んでもよいと思はれる。範疇とはこの「である存在」の十個の基本様式を云ふのであつて、「がある存在」の側面にある「存在するもの」が幾つかの存在の領域を形成するのに對して、云はば、幾つかの「存在」の仕方を意味するものなのである。アリストテレスが「存在には種々の意味がある」と云つたのはこの範疇を指して云つたのであつた。存在論がこの「である存在」の側面から出發して範疇論を形成する時、それは先づ論理學であらねばならない。次にこの論理學の成果に基いて「がある存在」の側面に赴く時、それは始めて形而上學となるのである。

却説、十個の範疇、實體、性質、分量、關係、時間、空間、能動、所動、狀態、所屬等は通常考へられて居る如く、必ずしも無組織のものではなく、その順序に従ひつつも、その内容上幾つかの範疇群に分類せられうるものである。範疇の内容上の分類と云へば、云ふまでもなく存在様式の構造に基く分類であつて、實體が本質範疇であるとすれば、性質、分量、關係は属性範疇、時間、空間、能動、所動、狀態は偶性範疇に分類せられ、そして最後に所屬性範疇が之に附加せられることになる。そしてこれら各範疇群の

存在の仕方の異同は次の様に考へられる。則ち、自らに於ける、而して、自らに依る存在 esse in se et per se は實體範疇に、他に於ける、而して自らに依る存在 esse in aliо et per se は属性範疇に、他に依る、而して、自らに於ける存在 esse per aliud et in se は偶性範疇に、最後に他に於ける、而して他に依る存在 esse in alio et per aliud は所屬性範疇に該當する。ここに掲げた各範疇群の定義の仕方の當否は別として、實體範疇とその他の諸範疇群の間に根本的な對照が存することは昔から認められて來た所である。實體範疇が自らに於ける、或ひは、自らに依る存在として、何ら他のものに依據することのないのに對して、その他の範疇群は他に於ける存在とか、他に依る存在とかの定義に見らるゝ如く、必ず何らかの他者を要するのであつて、その依據の仕方は各々に於て異りこそすれ、悉く何らかの仕方で他者に依據せる存在の仕方であると云ふことは確かである。主語に對する述語の依據の闘聯の二種類である上述の分析的、或ひは、綜合的闘聯をこれに當嵌めれば、属性範疇の「他に於て」と云ふ依據は分析的な闘聯に該當し、偶性範疇の「他に依つて」と云ふ依據は綜合的な闘聯に該當するのである。それは兎に角、實體範疇以外の範疇群の「あ

る存在」が自己以外のものに依據する「存在」であると云ふ意味で論理的述語の性格を有つのに對して、實體範疇のみ獨り自らに依據し、他のものに依據しないと云ふ論理的主語の性格を有つて居ると云ふことは明らかである。之實體範疇を主語的、範疇と呼び、その他を述語的範疇と云ひうる譯である。これを換言すれば、實體範疇とは凡ゆる主語論理の命題、殊に、同一矛盾命題の「である存在」の基本様式を示し、その他の範疇は述語論理的諸命題殊に理由因果命題の「である存在」の基本様式を示すものと云へる。就中、屬性範疇は述語論理的命題中の分析命題(理由命題)の基本様式に當り、偶性範疇は同じく述語論理的命題中の綜合命題(因果命題)の基本様式に該當する。命題學的に究明せられた論理的主語・述語の名辭はこの様な意味に於て範疇の根本性格解明の手掛りとなるのである。

「である」存在の基本様式たる範疇は又或る意味で一應基本的述語 *praedicamenta* としての意味を持つて居る。勿論、ここに云ふ述語は論理的述語の謂でなく、一般に命題學的な意味で云ふ述語のことを云ふのであるが、この意味から云へば、實體もその他の範疇も共に述語 *praedicatum* であり乍ら、前者は「自分の述語」 *praedicatum*

suiとして規定せられ、後者は「他に就ての述語」praedicatum de alioとして規定せられることになる譯である。ここに云ふ「自分の述語」が論理的には主語であり、「他に就ての述語」が論理的には述語であることは特に云ふまでもない。凡べてのものの主語とはなるけれども、その以前に先づ「自己の主語」であり、「自己の述語」とはなるけれども、決して他のものの述語とはならぬ論理的主語の無制約的な同一・矛盾の循還的命題關聯は實はこの實體範疇の性格をその儘示すものに他ならなかつたのである。そして「他のものの述語」としてのみ述語たりうる論理的述語の非循還的命題に於ける被制約的な條件的同一・矛盾たる例へば、相等、反對、差異等は屬性範疇の性格を、擬同、個別等は偶性範疇の性格を示すと云ふ譯で、それらは總じて實體以外の諸範疇の性格を示すものに他ならないのである。自己に依據することによつて非循還的である如き主語述語系列の各項の同一・矛盾はそれの依據する何らかの他のものの同一・矛盾に條件付けられることによつてもはや無條件的に同一・矛盾と呼びうるものではなく、その依據の仕方、條件の付けられ方如何に依つて、種々の名稱を以て呼稱せられる様になつてくる。同一・矛盾は根源的に主語的命題

に於てあるものなるが故に、自ら無制約の本性に依つてのみ自らたりうるのである。それ故無制約ならざる同一・矛盾と云ふことは既に名辭の形容撞着をすら含むと云つてよい。以下、同一・矛盾の無制約性を考察して實體範疇の本性に關して若干の解明を加へたい。

既に述べた通り、 $S \equiv S$, $S \neq non-S$, $non-S \equiv non-S$ と云ふ同一・矛盾命題は、主語・述語系列を溯つて、遂に究極主語のみより成る命題に達した時に始めて成立するものである。自分以外の他のものの述語に決してなることがないと定義せられる究極主語より成立する命題は同一・矛盾命題以外のものでありえない筈である。蓋し、主語が自己の述語である如き命題こそ正に同一・矛盾命題に他ならないからである。斯かる命題に在つては單に主語が自己の述語であるのみでなく、述語が又自己の主語でもあるのであつて、主語・述語系列中の論理的述語よりのみ成る諸命題の中には未だこの様な循還性は認められなかつたのである。否、寧ろ、主語述語系列に於て、論理的主語が究極主語としてこの系列の最後の據點となると云ふのは、正に斯くの如き循還性格に依るものであつて、抑々、循還と云ふ闘聯がなければ、系

列は更に無限に溯及し、これが最後の據點となる様なこともないのである。究極主語のみより成る命題の主語・述語が循還すると云ふことは、それらがもはや決して、他のものの述語となつて、他に依據することのないと云ふことを示すものであり、従つて、斯くの如き命題の示す同一性がもはや何らかの自分以外の他のものの同一性に依據することのない無制約的同一性であることを示すことである。

但し、ここに無制約と云ふのは他者に依つて制約されないと云ふことを云ふのであつて、自己に依つて制約されることを敢へて妨げはしない。従つて他者に依據しないと云ふ點に生じた循還關聯も、これを積極的に云へば、自己にのみ關聯する、云はば、自己、關聯と云ふことが出來よう。これに對して述語論理的な非循還的な系列命題の主語・述語は、他者、關聯をなすものと云へるであらう。

同一矛盾命題に於て、主語 S の無制約的同一性 $S \equiv S$ は必ず主語 $\text{non-}S$ の無制約的同一性 $\text{non-}S \equiv \text{non-}S$ を要求する。前者の成立は掛つて後者の成立に存するのである。無制約の一者 S が無制約的他者 $\text{non-}S$ に對して、互ひに無制約的である爲には兩者は矛盾 $S \neq \text{non-}S$ するより他に仕方がない。矛盾以外の對立、差異、個別

等に在つては一者は必ず何らかの仕方で他者に制約せられて居る。制約せられる仕方に依つて、對立、差異、個別等の他者關聯が生じてくるのである。一者と他者とは互ひに矛盾することに依つてのみ制約し合はないで済む。従つて兩者が無制約的である限り、矛盾するより他仕方がなく、他の如何なる關聯に於ても一者の同一性は他者の同一性に依つて制約せられて仕舞ふのである。結局、矛盾の絶対否定を通じてのみ、無制約的自己は一者 S より他者 non-S に到るまで自らを保ちうるのである。實體以外の一者 a と他者 non-a との間を考察するに、例へば、偶性 a と偶性 non-a、實を云へば、偶性 b との個別關聯に於て、a の單なる否定に依つては b は何ら規定せられず、唯、a の肯定に依つて蓋然的にのみ規定せられるのであつて、つまり a より b に到る關聯に於ては單に相對的肯定の媒介が存する許りである。又、屬性 a と屬性 non-a との差異、對立の關聯では兩者の背後には常に何らかの共通者が肯定せられ、つまり差異に於ては a に於ても、non-a に於ても共に肯定せられうる如き豊富な内容を有する共通者の、對立に於ては a と non-a とに於て共に否定せられうる如き最小限度の内容の共通者の絶對肯定の上に、他を相對的

に否定することに依つて一者 a は他者 non-a に依つて規定せられることになる。つまり a より non-a への關聯に於ては絶對肯定面上の相對的否定の媒介が存するのみである。これに對して實體 S と實體 non-S とは如何なる肯定の媒介をも許さず、絶對否定の媒介に依つてのみ兩立する。何らかの肯定的側面に偏在する個別、差異、對立等の關聯に在つてはその項をなす一者と他者とは各々にその肯定性を保ち、その意味で一者、他者の云はば他者、關聯が成立するのであるが、この矛盾の關聯では一者と他者とはもはや共通の肯定的側面を有せず、その意味でその一者他者とを同一平面上の兩項として論ずる譯にはゆかないのである。それらは絶對否定を以てのみ媒介されうる所の矛盾の關聯に於て在る以上、互ひに他に對して無制約的であり、その限り互ひに「他者」たり得ない。蓋し、嚴密な意味での一者と他者とは互ひに他を制約することに依つて成立する被制約概念であるからである。絶對否定によつてのみ媒介せられる一者、他者であつて見れば、肯定的同一平面上に限定せられうる如き、通常の一者他者でありえないことは當然である。

實體の一者、他者は各々無制約的であるから、この様な通常の他者關聯を自らに許

さないのである。無制約的であることは自己以外の他者の制約を許さないのであるから、實體の一者にとつての「他者」は認められないものである。自らにとつての他者を認めることは既に他者の制約を自らに許すことになる。それ故、實體にとつて一者、他者とは自己以外の他者と云ふ意味での一者、他者ではなく、自己以内の一者、他者關聯である。それは無制約的自己の契機としての一者他者に過ぎない。*S*の無制約的同一と *non-S* の無制約的同一とは無制約的自己の單なる契機をなすものに他ならない。絶對的否定を以て媒介せられる一者と他者との關聯とは、肯定的側面に並存する一者と他者との他者關聯とは自ら異なり、互ひに制約する他者を許さないと云ふ意味で完全な自己關聯に他ならない。矛盾と云ふ絶對否定を通じてのみ、無制約者 *S* と *non-S* と云ふ一者他者關聯が飽くまで自己關聯として貫徹せられるのである。しかし、又逆に *S* と *non-S* とが自己關聯するのでなければ、決して各々無制約者たりえないとも云はざるを得ない。この意味で、實體の無制約的同一・矛盾とは文字通りの意味で、自己同一であり、自己矛盾であると云ふことになる。*S* の無制約的同一 $\equiv S$ はその無制約性の故に、自己矛盾 $S \neq non-S$

し、直ちに non-S の無制約的同一 non-S≡non-S へと自己關聯する。無制約的な本性を有する自己は、斯くの如く絶對否定を通じてのみ、S より non-S へと保有せられる。S に於ての自己同一は自己矛盾非することに依つてのみ non-S に於ても自己同一たりうるのである。肯定より否定へ而して新たなる肯定への無制約者この種の経過に本來の辨證法を發見することが出來よう。從來屢々云はれた様に同一・矛盾命題を破ることが辨證法ではなく、少くとも主語論理の段階では、同一・矛盾命題そのものが直ちに辨證法的であることに留意せねばならない。

その無制約性の故に實體に在つては、一者と他者とはもはや通常の意味を有しえず、互ひに自己關聯をなすと云ふ所に、その辨證法性格の基點が存して居る。しかしこのことは又實體の自らに於て在る esse in se、自らに依つて在る esse per se と云ふ獨特の存在性格以外のものに由來しないのである。抑々辨證法なるものは實體の同一性が自らに於て (in se) 自らに依つて (per se) であらねばならぬ所に發する。他に於て (in alio) ではなく、自らに於て (in se) per se であるとは、何等他に依属することなく、即ち無條件的に per se 即ち自らに依つてであると云ふことに他な

らない。所が實體 S の同一は上述の如く、non-S の同一に依つてある。「non-S」に依り、「S」とは、S が實體たる以上、自らに依つてと非 S 以外のことであつてはならない。non-S と「S」ふ他者は通常の意味の他者であつてはならない。non-S は他者と呼ばれるけれども自分ではなくてはならない。ここに S と non-S とは一者と他者でありながら、自己關聯しなければならない意味がある。S の實體的同一性は自らに依るもの per se であり、即ち、non-S の實體的同一性に依るものである。他者 non-S は自分でなくてはならないから、S は S であり、その故にこそ non-S でなくてはならないのである。ここに矛盾が存し、他者を自分以外に疎外しえぬ無制約者の辨證法が成立する。今もし S が他に依つて在る per aliud のものであれば、「non-S」に依つて、在る」としてもそれは他者に依つて在ると非 S ことになるから、そこに何の矛盾も生じないのであるが、自らに依つて在る per se なるものの同一性には上述の矛盾は免れ難いのである。

所が實體以外でも屬性範疇の存在性格は他に於て (in alio) で在るにしても、矢張り自らに依つて (per se) で在る點に變りない。一般者 p が排中律に従ひ、non(non-p)

として否定に依つて規定せられることは、他者を自らの契機となす以上、確かに矛盾の存在を示すものではあるが、この矛盾の存在は飽くまで條件的である事を忘れてはならない。屬性的存在が per se であり、矛盾であるのはそれが他に於て (in alio) である限りに於てであつて決して無條件ではない。一定の他の主語に包攝せられる限りに於て述語相互の間に矛盾が存するのである。つまり撰言的矛盾が成立するのである。しかしその矛盾は條件的にのみ成立するのであるから、その條件の除去せられる時、直ちに解消し去つて仕舞ふのである。分析的關聯に基くこの種の一般者の述語論理の全體が無矛盾の體系を成することは正にこの種の矛盾の條件性、即ち、その可解消性に基くものである。この故にヘーゲルの觀念辨證法に於て概念規定の辨證法性が主張せられるとしても、そこに眞の辨證法を發見しえないのである。一般者たる概念内容が排中律に依つて規定せられる以上、他者を自らの契機となす矛盾を發見し、この上に辨證法を形成しうる如くにも見えるとしても、その矛盾は一時的であり、撰言肢の主語に於ける關聯として見る時は直ちに解消し去るものである。以上、ここに辨證法を必ず必要とするものでは

ない。一般者の論理に在つては、排中律、矛盾律も一定の條件の下にのみ成立し、それ自身として成立するものではなく、従つて他者を自らとする *per se* の矛盾も究極に於て回避しうるのである。我々は辨證法を矛盾を解消せしめる演繹論理の代用品とせず、反つてその存在性格上眞に矛盾を回避しえざる實體範疇の論理として再發見すべきであらうと思ふ。

屬性範疇に對して偶性範疇たる個別者の存在性格は自らに於て(*in se*)他に依つて(*per aliud*)在ると云はれる。それ自らに於て、即ち、無條件的に他のものに依つてあるのであるから、上述の場合と照合して明らかに如く、同一性はここでは何の矛盾をも生じないのである。即ち、偶性たる *p* に對して *non-p* は自ら *se* である要なく全く他者 *aliud* であり、自己外のものである限り、*p* が *p* と同一であると云ふその同じ同一性を以て、*non-p* が *non-p* と同一であると云ふことも出來ないのである。この故に *p* と *non-p* とはもはやたとえ條件的なりとも否定を媒介とする、即ち、他者を自らの契機とする *per se* の必然的な依屬關係を有しえず、唯、肯定を媒介として蓋然的にのみ他と關聯する *per aliud* の依存關係をのみ有するものである。

更に他に於て在り、他に依つて在る、in alio, per aliud なる所屬性範疇が何等自ら se を含まぬ以上矛盾を生ぜしめえず、従つて右と同様非辨證法的なることは云ふまでもない。

論理學とは「存在」の論理學であり、「存在」には十個の範疇が數へられる。今、その中で實體範疇と云ふ主語的範疇に關して辨證法が云々さるとすれば、結局、辨證法論理なるものが存在の論理學であるとされる場合に、それは存在の論理學の中でも特に實體範疇の論理學であると云ふ意味に於てであることは當然である。これと同じ様に實體以外の諸範疇を主語・述語の命題學を手掛りとして探究すれば、屬性範疇に關して一般者の演繹論理、偶性範疇に關して個別者の歸納論理が成立することが解る。此等三つの論理は各々存在の論理として、範疇表の中に特定の位置を得る。總じて我々の有する論理が存在の論理學として單に發見的方法たる意義のみならず、對象的意義乃至は形而上學的意義を有する爲には必ず範疇表の中に何らかの特定の位置付けを獲なくてはならないのである。

所が、絶對否定を含む辨證法を存在の論理とすることに關して一應疑ひが起る。

如何に否定が働いても、それが絶對肯定に基く相對的否定である限りに於ては未だ存在の論理學と呼びうるとしても、ここでは絶對否定を含む以上、もはや單なる存在の論理ではなく、否、寧ろ無の論理學に屬するものであると云ふ疑ひである。

しかしながら、ここに存在の論理學と云ふのは上述の如く、「ある存在」の論理學であり、ここで範疇と呼ぶのは「ある存在」たる存在の仕方であつて、決して「がある存在」が問題とせられて居るのではない。「ある存在」は如何に否定せられても、「ない」のであることを止めないのである。である存在の絶對肯定が「ある」と同じく、絶對否定も「ある」である。抑々「ある存在」は肯定否定を超越して居り、それらを己が契機とするのである。そしてこのことはその最優位の意味に於て、既に「である存在」の第一者たる實體範疇の中に見られた通りである。實體 S が自己同一であることは自らの力に依つてであると同様にその絶對否定たる自己矛盾も自らの力に依つてである。さうであつてこそ始めて non-S の自己同一が S の自己同一たりうるのである。S と云ふ存在が non-S であるのに、その S と云ふ存在以外の何らかの無を必要としない。S は自らの力に依つてのみ non-S たりうる

と云ふ所に實體存在の特定の意味がある。實體存在にあつては肯定も否定も自己の契機に過ぎない。この様な肯定と否定こそ始めて絶對肯定、絶對否定と呼ぶに相應しいものである。それ故、無と云ふことは「ある存在」以外のもので、「がある存在」に關して始めて生じ来る問題である。「がない」こそ無である。「ある存在」の時は「ないのである」が意味をなしたのであつたが、同じことは「がある存在」では「ないがある」と云ふことになり、全く意味をなさないのであるから、「がない」を「ある存在」に數へようもないるのである。「がない」こそ立派に無である。しかし辨證法が「である存在」たる實體範疇に於ける論理である以上、それはその絶對否定を以て反つて「である存在」の論理であり、決して無の論理ではあり得ないのである。「ある存在」を扱ふ形而上學に於て何らかの無が問題となる以前に、辨證法は「ある存在」と云ふ意味での「存在」の論理として確立されるのである。

斯の様に、論理學の成立にとつて重要な意味を有する「ある存在」の本性を「ある存在」との關聯に於て簡単に考察して見よう。凡そ「ある存在」たるものには必ず何らかの「である存在」として「がある」のである。通常、我々が實在と呼び、認識する所

の對象が必ず何かであるのはこの故である。蓋し、我々は對象がある時に實在と呼び、對象がある時に認識するのである。このことを名詞的実在と分詞的実在との名辭を以て表明すれば、「存在する」は「存在」をして「存在する」限り、始めて「存在する」のであると云ふことになり、名詞的実在が分詞的実在に本性上先行することが判明する。従つて「存在するもの」の各領域は何れも「存在」の仕方たる諸範疇に支配せられ、この意味で諸範疇に就て成立する論理學が各領域を扱ふ諸學に先行することにもなるのである。斯く見えてくると諸範疇は存在の各領域の何れに於ても普遍的であると云ふことになり、領域概念より一段上位に在る最高類であるかの様に考へられるが、事實は然らず。今假に之らを領域概念より上位の概念とすれば、諸範疇も矢張り「がある存在」の概念に他ならなくならう。所が諸範疇は「ある存在」概念であつて、「がある存在」概念ではないのである。「がある存在」の最高類は矢張り存在の領域概念であつて、存在の様式概念であつてはならない。最高類と云つてもその分類には可能なる種々の仕方があり、それを決定する所に形而上學の一課題が存する譯であるが、例へば、物質と精神とか、被造物と創造者とか、又は物質、植物、

動物、人間、天使、神とか種々に分類することが出来るのである。所が存在の様式たる各範疇は何れもこれらの最高類に共通であり、その限りそれらの上位の概念と考へられるのであるが、しかし單なる上位概念ではありえない。例へば、「實體」は物質に就ても、精神に就ても、或ひは、被造物にも、創造者に就ても一應成立するが、これは恰も「動物」が犬に於て、牛に於て、又は馬に於て成立する様にではないのである。

「動物」が犬、牛、馬に共通する場合、犬に於て、牛に於て、或ひは馬に於て、「動物」の意義に何の變化もない。「動物」は何れのものにも、一義的に妥當するから、犬、牛、馬の上位なる類概念を形成する。しかるに「實體」は精神、物質、或ひは、被造物、創造者の何れも共通するとは云へ、精神に於ける「實體」と物質に於ける「實體」、被造物の「實體」と創造者の「實體」と各々に於てその意義を多少異にするのである。「實體」がそれらのものに一義的に妥當するとは決して云へないのである。それは各々に於て類比的に妥當するのである。「動物」は犬、牛、馬の各々に於てその含まれ方を等しくする故に、その中のどれかに就て發見せられた「動物性」はその儘、他のものに妥當するのである。しかし「實體」は各存在領域の各々に於て、その含まれ方を異にする故に、換言すれば、各

領域に於けるその意義を異にするが故に、一領域に於て云々せられた實體概念をその儘他の領域に妥當せしめることは出來ないので、必ずその意義に多少の變化を必要とするのである。各種に一義的に共通する上位概念を類概念と呼ぶならば、「實體」は類比概念と呼べるべく、前者を一般者とすれば、後者を特に類比的一般者と呼んで區別しなくてはならない。之は又存在の最高類としての各領域概念の上位に在ると云ふ意味で超越的一般者と呼ばれるとしても、もはや類概念ではないのである。「實體」に限らず、「ある存在」概念及びそれに從屬する諸範疇はこの意味で悉く類比概念と呼ばるべきものである。

「である存在」の各範疇が類比概念であると云ふのは、「がある存在」の各領域に關してである。つまり「がある存在」の各領域に就て類比的に妥當するのである。しかし一般者に類比が成立するには必ず先づその基礎となる何らかの領域が在つて、その領域に就て獲られた存在様式の概念に何らかの變容が加へられ、他の領域にも妥當せしめられなければならぬのである。自らに變容の一定限度を許す寛容な概念を總稱して類比概念と云ふ譯である。人間認識に於てこの様なものある

「存在」の概念を獲るには必ず何らかの「ある存在」を踏臺として出發せねばならないので、この意味で本性上「ある存在」に先行する「ある存在」は認識上は「ある存在」に後行することになるのである。この踏臺になる領域を基礎領域と呼ぶ。類比認識一般にとつて基礎領域の存在は不可缺であるが、何を以て基礎領域とすべきかと云ふことには原理的な制限はない。そこで類比の基礎を何にとるかと云ふこと例へば、精神にとるか、物質にとるかと云ふことに依つて、それに基く範疇論乃至論理學の性格は可成ちがつてくる。何となれば、確實に存在概念の全内容を把握した曉はいざ知らず、我々の概念把握力の有限から推して、一定領域より出發した論理學は、當分の間その領域上の制約を蒙り、その意味で他の領域より出發した論理學とその性格を異にするのは當然であるからである。ここに領域上の制約と云つたが、詳しく云へば、「ある存在」概念が類比概念として各領域に妥當する度毎に自らに一定限度の變容を許すにしても、抑々、變容と云ふ以上、原容を要し、その原容を中心として種々の變容が考へられるのである。それならば、何を以てその原容となすべきかと云ふに、それはその時基礎とせられた特定領域に於て特に

妥當する内容の「である存在」概念を以てせられる以上、範疇論乃至存在の論理學たるもののがその基礎となる領域如何に依つてその性格を異にすることは終局の到着點に到るまでには少くとも不可避のことと云へるであらう。

斯くて我々が凡そ範疇論乃至論理學の解明をなす場合、その解明は事實上何らかの領域を基礎として解明して居るに違ひない。それならばどの領域が基礎領域となるかと云へば、それは人間の認識能力の特殊の性格から割出されてくることである。原則としてはどの領域を基礎領域としても差支へないにしても、一般に感覺的經驗の對象としての物質界が類比の基礎として極めて多く採用せられると云ふのは、「凡べて知性に於て在るものにして感性の中に在らざりしもの在らず」と云ふ人間認識の本性に基くが爲である。アリストテレスの範疇にしてもこの様な經驗的な物體世界がその解明の基礎として採用せられて居るのである。

カントが純粹理性批判、特に先驗的辨證論に於て說いた所のものも、矢張、感覺的經驗的世界を基礎とする類比の非客觀性を證明せんとしたのに他ならなかつた様に思はれる。ここに基礎領域を感覺的經驗の直接對象としての無機的物質の世

界とは云つても、尙更嚴密にその形而上學的性格を定めれば、その中でも最も質料的なもの、次節に於て正に第一質料と云はれるものに該當するのである。何れにしても、範疇論乃至各範疇群に應する辨證法論理にせよ、演繹論理にせよ、歸納論理にせよ、凡そ「である存在」の論理學は、その類比的性格の故に、必ずその具體的解明を基礎領域に獲ると云ふこと、又これに準據してそれ以外の各領域に若干の變容を以て妥當せしめられることが大切である。「である存在」の論理學がその成立の當初から「がある存在」の形而上學を要求する所以がここに在る。

三、形而上學——Metaphysica——存在論²

「がある存在」を扱ふ形而上學の課題の一つは、上述した如く、「ある存在」の最高類たる諸領域の畫定であつて、その畫定の原理として幾つかの「がある存在」の原理が設定せられる。アリストテレスの立てた形相因、質料因、目的因、機動因等何れも「それに依つて何らかの存在がある所の諸原理」であつて、これを「ある存在」の様式たる諸範疇と混同してはならない。形相が實體であるか、質料が實體であるかと云

ふアリストテレスの解き難き難問も、唯物論か觀念論かの近代一元論の論争も、特定の領域的原理と「實體」と云ふ特定の様式的原理との混同の所産に他ならないと云へよう。この様に領域的諸原理と範疇とは各々その分類根據が異なるのであって、後者は前者に對して類比的に妥當するだけである。類比的に妥當する以上、その類比の基礎となる領域に就て範疇の原容を解明しなくてはならない。斯くて範疇論が基礎領域を助けとして範疇構造の具體的解明に進む時、それは形而上學に進むのである。基礎領域となる領域を形相、質料等の領域的原理に依つて見定める爲に存在全領域を概觀すると、先づ形相原理のみによるなる純粹、或ひは、離存形相の領域、質料と可離形相との複合より成る幾多の段階諸領域、そして最後に一切の可離的形相なしの質料だけの云はば、第一質料の領域とが見出される。勿論、第一質料も一つの「がある存在」である以上、何らかの形相を中に含有して居る。それは可離的な凡ゆる形相は之を有しないまでも、それ自身一つの「がある存在」であつて無ではない。凡そ「がある存在」である以上、何らかの「である存在」でなくてはならず、その限り最少限度の存在規定として何らかの形相を含有してなくてはならな

い。蓋し、質料は「それからものがある」の原理であつて、「それに依つて何かがある」の規定性の原理は質料ではなく形相に他ならないから、第一質料が「何かである」以上、その中に最少限度の形相が含まれて居なければならないのである。勿論それは可離形相と異り、質料と不可離の質料的形相 *forma materialis* とも云はれる形相なのである。可離形相は質料と可離である限り、互ひに他者であり、云はば、他者の形相となるものであるが、この質料的形相は不可離であり、質料と他者ではなく、全く自己の形相以外のものではない。この意味で可離形相と質料とより成る幾つかの段階を成す領域を複合領域とすれば、第一質料の領域は單純領域と云へるのである。前に基礎領域を感覺的經驗世界と云つたが、單に感覺的經驗世界と云へば、自然的には第一質料のみならず、一切の段階的複合領域も含まれるし、又超自然的には純粹形相すらこの世界に入るのであるが、しかし感覺的經驗本來の直接對象と云へば、矢張り特定の複合領域よりもその何れにも共通に含有せられ、且つ最も單純である第一質料の領域を意味するものと思はれる。これを別の名辭を以て云へば、無機的、物質的自然の領域であつて、特にこの領域に關して物理學 *physics* が

成立するのである。

一般に形而上學が領域的諸原理を設定し、各領域を畫定するにしても、それは唯、無計畫にされることではない。その仕事が「がある存在」の特定領域を超越した範圍を有する以上、單に特定諸學の域を脱して、既に存在論の扱ふ所となるのである。存在論の仕事である以上、各領域に關してたとへ類比的にでも一般に遍通する範疇こそこの場合その仕事の唯一の手掛りとなり、媒介となるものもある。要するに、形而上學の仕事の要是範疇、或ひは、論理學の名辭を以て「がある存在」を探究することに在ると云ふべきである。そして「である存在」が「がある存在」に本性上先行する限りこのことは當然である。所が「他方」である「存在」は、その類比的性格の故に、認識上は「がある存在」に後行するので、形而上學に依つて前提せられる論理學が認識上は少くとも再び形而上學を前提せざるを得ないことになるのである。この意味で、實際上の範疇論乃至論理學は上述の基礎領域に關する形而上學の色彩を既に蒙つて居るものと云ふべきである。それ故に範疇論乃至論理學の類比的認識が無機的、物質的自然をその基礎領域と定める以上、それ自身既に物理學乃至自

然學 physica としての性格をも若干兼有することになるのである。従つてかかる學問の後に来る形而上學が偶々 *μετὰ τὰ φυσικά* の名を有することは單に編輯上の順序が示す以上の意味を有つて居るとすら考へられる。何れにせよ、形而上學に於て自然哲學が指導的地位を得ると云ふことは存在論を可能にする人間類比認識の特殊の性格に基くものであることを此處に留意して置かねばならない。それ故に實體範疇に關する今後の具體的解明にも右の如き免れ得ざる制約の加はることを忘れてはならないのである。

範疇は類比概念であるから現實に實在する何らかの基礎領域に就て先づ把握せられねばならない。ここでは「實體」として存在する特定の「がある存在」が先づ問題であり、これを通じて彈力的な變容を許す類比概念が形成せられて行く。そこで範疇を具體的に解明する爲にはどうしてもその範疇の基礎的領域となる「がある存在」に對するその妥當性格を定めねばならないのである。これを範疇の實在性格と呼ぼう。繰返して云ふが、基礎領域たる物的自然の第一質料の領域に於て實體範疇の有する實在性格を先づ定め様と云ふのである。それ故以下の敍述

に於て、特にその領域を指定しない限り、「がある存在」乃至「存在するもの」は「基礎領域に於てがある存在」、或ひは「基礎領域に於て存在するもの」を意味する積りである。蓋し、人間認識の性格上では、基礎領域こそ最優位の意味での「がある存在」であるからである。

この見地から存在するものとしての實體の特性をその主體性に在ると考へる。近世哲學史上で實體は多く「變化の下なる不變の基體」と云ふ定義を受けて來たのであるが、これは「自己に於て在り、自己に依つて在る」と云ふ元來の實體定義と何の關聯もなく、やがて實體概念の分裂を招き、遂に實體否定乃至實體不要の思潮を生み出すに到つたのである。抑「變化に對する不變」と云ふことは、變化との相關關係に於てのみ不變が規定せられる限り、共に現象の名辭である。或るものに對してより不變なるものも他のより不變なものに對しては變化であると云ふ具合に、單にそれだけの意味では不變と云つてもそれは變化が現象であると同じ程度に於て矢張り一つの現象に他ならないのである。それ故この様な實體は現象的實體とも云ふべく、何も實體の名辭を用ひずとも、現象の範圍内の相對的段階として處

理せられて然るべきものである。又「基體」と云ふことは自らの上に種々の属性なり、偶性なりを載せて居るものであり、そう云ふ表面的な属性、偶性を次ぎぐるに剝離して行くと最後に現はれる土臺の如きものなのである。その属性と云ひ、偶性と云ふけれども、それらは實體の表面に載せられたものに過ぎず、唯、それらがあるのは基體があるからであるとは云へるけれども、それらがそれらであると云ふことに就ては實體は何の保證もしないのである。属性なり、偶性なりの内容的規定はその實體に依つて何ら規定されることを要しないのである。これではそれらの属性偶性が特にその實體の、属性・偶性でなくてはならないと云ふ根據に乏しく、たとえ「ある存在」上の依據の關聯はあるにしても「ある存在」の内容上の依據の關聯を認める譯にはゆかない。斯くて表面に在る属性乃至偶性的諸規定を次ぎ次ぎに剝離して、遂に何の規定ものこらなくなつた極限に於て、從來の諸規定と何の關聯もないその意味で無規定的とも云ひうる所の基體が發見せられるに止まる。基體は所載の諸規定に對して何の制約權もない無責任のものであるから、表面上の諸規定を基としてその積極的な内容を推量することも出來ない。内容上

何の關聯のないものであるから、唯、基體を包み隠して居る諸規定を除くことによつてのみ、従つて諸規定の否定によつてのみ消極的に認められる土臺石の如きものである。この様な無規定の基體概念は我々の認識する諸現象の「ある」種々の様態の由つて來る所以を解明するのに事實上無力であつて、この故に次第に無用の概念とせられるに到つたのである。そしてカントは「變化に對する不變乃至は持續」と云ふ定義の前半を範疇としての實體に「基體」と云ふ定義の後半を物自體に歸することに依つて、近世初頭以來の實體概念を全く分裂させて仕舞つたのである。範疇としての實體はその規定の現象的相對化の故に後にカッシーレルの主張する如く、機能概念を以て代置せられることに依つて消滅し、又物自體としての實體は既に經驗主義の否認する所であつたが、結局、客觀的認識の世界より閉め出されて、高々その世界の限界概念としてしか認められず、反つて物それ自體と云ふ名辭の形容矛盾を招き、これ又消滅の運命を辿つて行つたのである。

しかし實體を現象乃至屬性・偶性の側よりする相對的規定を以て把え様とする時、この様な結果が生ずるのは當然であつて、この際「自らに於て在り、自らに依つて

在る」と云ふ實體範疇本來の「である」性格より出發する時、そう云ふ「である存在」の「がある」性格がもはや單なる基體ではなく、主體でこそあることが明らかとなる。「屬性」としての「がある存在」及び偶性としての「がある存在」に對して、「實體」としての「がある存在」は主體性を有して居る。基體の場合には、基體ならざるもののは成程基體に依據することにはなるが、その様な依據の關聯以前に既にその各々はその各々で自らに依つてか或ひは他に依つて規定されて居るのである。云はば、載せられるものと載せるものとの關聯で、兩者がその様な關聯を有つことは、それゝの本性にとつて必ずしも必然のこととは云へないのである。しかし、主體となれば、主體ならざることは主體に依據するのみならず、寧ろ、その依據そのことに依つて始めて自らたりうるのである。屬性としての「がある存在」にせよ、偶性としての「がある存在」にせよ、實體としての「がある存在」に對する依據に依つてのみ自らも生じて來たのである。屬性は實體の本質に含まれて居ることに依つて、その内容を定められ、偶性は本質の外に在るとしても實體に原因されることに依つてその内容を獲るのである。實體が實體以外の他の範疇に於て在る存在各領域に對して有す

べきその主體性の變容に關しては他の機會に尙詳らかにすべきことではあるが、變容如何に係らず、自らに依據せしめることに依つてその内容をも規定制約すると云ふ一種の支配力を有する點では一様である。結局、實體が有する主體性とは他のものをがあらしむることに依つて、であらしめるものと云へよう。自らに於て、自らに依つて、ある實體の「がある存在」が、それに於て、或ひは、それに依つて規定せられる他の諸範疇の「がある存在」に對して有する實在性格とは凡そ斯くの如き主體性に存するのである。

他の凡べての存在をして依據せしめるが、自らは自ら以外の他の何ものにも依據することのないと云ふ無制約性から生ずる實體範疇の辨證法性は「がある存在」の領域に於て如何なる事態を生むであらうか。實體の實在性格を主體とすれば、その實體の辨證法の實在性格は何であらうか。我々はここで實體變化と云はれるものの、實體の主體的變化を考察せねばならないことになる。凡そ何らかの實體に伴つて起る變化はその實體の諸種の屬性規定に關聯して生ずる偶性的生滅を云ふのであつて、云はば、現象的變化である。しかし如何なる現象的變化であるに

しても、それらに對して實體が主體的である限り、その變化は他のものの變化であり得ず、飽くまでも實體の變化でなくてはならない。しかしこれは實體的變化ではない。實體的變化とは主體の實體本質そのものの生滅を云ふのであつて、先に我々が實體範疇に關して考察して來た無制約的自己同一矛盾が「ある存在」に於て斯くの如き事態を招來するのである。

實體の同一は、存在領域に於ては主體の生となり、實體の矛盾は、同じ存在領域に於て主體の滅となる。我々が實體の生滅を云ふ時には、絕對的の意味で「ある」が「がない」より生じたことであり、絕對的意味で「ある」が「がない」に滅し去つたことを意味するのである。同じ實體の現象的變化では偶性の生滅は起るが、この偶性の生滅に依つて意味せられる「ある」と「がない」との關聯は極めて相對的のものに過ぎない。何となれば、一偶性の生滅に拘らず一貫した屬性乃至實體本質の「ある」が依然としてその背後に保たれて居らねばならないからである。偶性が「實體の滅なくして滅しうるもの」と定義されるのはこの故である。それ故偶性の「ある」「がない」は上述の「がある」の絶對性に對して極めて相對的比較的な變化を意味する

に他ならない。これに對して「がある存在」の絶對的意味に於ける斯かる生滅こそ正に上來辨證法に關して述べ來つた「ある存在」の絶對肯定、絶對否定に對應するものと云へよう。所が、絶對肯定たる實體の同一は無制約的であり、絶對否定たる實體の否定も無制約的である。無制約とは自分以外の他の何ものにも制約せられぬと云ふ意味で無制約である以上、同一・矛盾は自己同一・自己矛盾でなくてはならず、ここに $S \equiv S$, $S \neq \text{non-}S$, $\text{non-}S \equiv \text{non-}S$ と云ふ辨證法的な肯定——否定——肯定が無條件に展開せられることになつたのである。 S の同一性はその無制約性の故に $\text{non-}S$ と矛盾せねばならず、 $\text{non-}S$ は又 S との矛盾性の故に、無制約的に同一でなければならぬ。自己以外のものに依據しない、自己にのみ依據する自己たる無制約自己性は $S \equiv S$, $S \neq \text{non-}S$, $\text{non-}S \equiv \text{non-}S$ と云ふ自己同一・自己矛盾に依る肯定——否定——肯定の辨證法に依つてのみ成立する。換言すれば、自己同一なる S と $\text{non-}S$ との自己矛盾、即ち、絶對否定を通じてのみ自らを貫徹するのである。實體の一者が肯定されることに依つて自ら否定せられ、否定せられることに依つて自ら他者を肯定する所に、一者他者を自らの契機とする無制約者の獨自性がある。

そしてこの様な無制約的自己性を具有する「がある存在」こそ主體と云はれるものであるから、結局、主體は生することに依つて滅し、滅することに依つて生ずる主體的變化に依つてのみ己を全うするものと云へるのである。一者の生滅が他者の滅、生である所に主體的變化が成立する。何となれば、かかるものであつてこそ、一者も他者もその無制約性を損ふことなく、従つて各々互ひに自己でありうるからである。結局、主體的變化の特長は一者と他者とがその無制約性の故に互ひに自己であることに依り、一者の生と他者の滅、他者の生と一者の滅とが絶對に分離しえざる點にあるのである。

所が、ここで注意すべきは實體の辨證法的變化が主體の生滅であること、換言すれば、「がある」と「がない」であることより、少くともこの點で辨證法に「がない」、即ち、無が入りこむのではないかと云ふ問題である。そしてこれは先に辨證法は存在の論理であつて、無の論理ではないと云つたことと矛盾しはしないかと云ふことである。しかしここで「がある」「がない」が出て來たのは抑、既に「ある存在」に就て成立した所の辨證法を「がある存在の領域」に妥當せしめたから始めて生じて來たものな

ることを忘れてはならない。辨證法は飽くまで「である」と「ない」の「ある」と「ない」との絶對肯定、絶對否定を以て成立するのであつて、何も主體の生滅たる「がある」と「がない」から生じてくるものではない。「ある」と「がない」と云ふことは唯、既に「である存在」に就て成立した辨證法の領域的妥當の現狀を示すに過ぎないのである。例へば、主體の一者「がない」ことそのことに依つて主體の他者「がある」と云ふ様な原動力は「がない」そのものには存して居ないのである。一者「がない」ことが他者「がある」ことに當ると云ふのは専ら「である存在」に就ての同一矛盾の無制約性より生じて來た結果に過ぎないのである。次に注意すべきことは以上に於て述べ來つた「ある存在」が結局、「ある存在」の一領域に過ぎない所の第一質料と云ふ基礎領域の「ある存在」をしか意味しなかつたと云ふ點である。主體的變化を通じて無制約的自己が同一矛盾の二つの契機のみに依つて全うされると云ふのは、それはその主體的變化の領域が基礎領域に限られて居ることからのみ生じたことであつて、他の領域で果してこれと同じことが云へるかどうかは疑はしい。この意味で今まで専ら「ある存在」として事實上意味せられて來た所の基礎領域の形而上學的構造

を他の領域の構造と比較検討して、この側面から如上の主體的變化の特殊性(非一般性)を明らかにし、進んで他の領域に對する辨證法論理の類比的變容を検討しようと思ふ。蓋し、辨證法論理は各領域に關して多義的であるべく、上述の解明に於てはその中の基礎領域に關してそれの有する意義のみが特に抽象されて居た譯なのである。

基礎領域たる第一質料が尙その中に質料的形相なるものを含むことは上述した所である。しかもこの形相たるや質料そのものの形相としてそれと不可離のものであつて、決して他者の形相となるものではない。この形相にとつては質料の形相であることが自己の形相なのである。従つてその形相の生は一切質料を含めての生であり、その形相の滅は一切質料を含めての滅でもある。この様な第一質料に在つては、その實體的生は「がある」の絶對的意味に於ての生であり、その實體的滅は「がある」の絶對的意味に於ての喪失であつて、無に等しい。それ故辨證法的存在論理が基礎領域に於て無に接することは敢へて否認しえない所である。尤も單なる無に於て成立すると云ふのであるなら辨證法論理も無意味である。

既に「である存在」によつて成立した辨證法が基礎領域に於ては無に接すると云ふのである。實體的滅が實體的生であり、實體的生が實體的滅であると云ふ存在の極限に於て無に接するに過ぎないのである。この意味で基礎領域に於ける實體としての「がある存在」だけは無を通じて始めて「がある存在」となるのである。しかしそれはこの「がある存在」が單なる無であると云ふことではなく、それが「ある存在」である爲にどうしても無の介入を許容せねばならぬと云ふ結果に基くものであつて、これが辨證法論理の基礎領域に於ける妥當現状に他ならない。

所が一度基礎領域を離れ、上級の質料・形相の合成領域に到ると、右の事情は一變する。この領域では形相は質料に對して規定原理として働いても、質料の自己規定としてではない。既に自己規定を有する質料に對する他者規定としての形相である。この様な領域の實體の滅はせいぐ形相の喪失に止まる。何となれば、その形相が他者の形相である以上、その他者たる質料の自己規定はその形相の喪失に依つて影響を蒙らないからである。例を以て云へば、机と云ふ實體の滅は必ずしも質料たる木材の滅を要しないのである。従つて机と云ふ主體が變化して

椅子になつても、机の形相の生滅、椅子の形相の滅生こそあれ、一種の基礎を成す質料(木材)に何の變化をも來さない。この故に机と云ふ實體の滅に依つて一切の「がある存在」が喪失して仕舞ふ譯のものではなく、少くともそれの第一質料をなす「がある存在」は變化の始終を通じて持續する。この意味で複合領域の實體的主體は、その辨證法性にも拘らず、基礎領域たる第一質料とは異つて、もはや無の介入を許容しないのである。

この様な領域での辨證法的な主體變化を考察して見ると、Sと云ふ主體的一者と non-S と云ふ主體的他者とは互ひに矛盾して居なくてはならないのにも係らず、それが絶對否定に應する無を媒介とする代りに質料的持續と云ふ肯定的媒介を有する爲恰も互ひに反對であるかの如き外觀を呈する。つまり主體的變化に於ける一者他者の間に質料の持續が存する以上、一者他者が如何に相抗拒するにしても、その對他否定はせいべく相對的否定で、絶對否定たりえず、爲に恰も反對であるかの如き外觀を呈する。反對である以上、一者 S に對する他者 non-S は單に non-S と表明されることだけでは不足であつて、嚴密に云へば、non-S と云ふ無限概

念の中より正に反対の關聯にあるものが撰び出されねばならない。丁度、白と非白では反対でなく、反対と云ふ以上、非白の中より黒が撰び出されねばならないのと同じである。所がこの S と撰び出された S' とが反対であるとすると、もはやこの儘では S より S' への主體的變化は必然のことではなくなつてくる。S が無制約的に同一であり、non-S が無制約的に同一であつてこそ、S より non-S への主體的變化が無制約性が成り立つ爲に必然に要求されることであつた。しかし S' は non-S の中より撰ばれたものである以上、S が S' に變化する必然はもはや存しない。そして non-S はこの場合もはや實體的のものではなく、單なる無限概念に過ぎなくなり、その中より撰ばれた S' のみが實體的となるのである。そこでこの反対の一方なる S より他方の S' への主體的推移を必然ならしめる爲には、S' はもはや單なる反対の一方たるに止まりえなくなる。蓋し、反対は反対する兩者の均衡の故にそれ自身では如何なる方向をも持ちえず、強ひて方向付ける爲には反対以外の第三者の力を必要とする。所が S, S' を以て示される實體的一者・他者は決して互ひに自己以外のものではなく、自己以内の契機に他ならないものであり、又 S, S' 以

外の第三者を豫想することは自己以外のものに依據しないと云ふ實體性に反することであつて見れば、 $S S'$ の實體變化を必然ならしめる爲の第三者も亦自己内の契機でなくではならないのである。つまり S' は單に S に對立するのみならず、 S と S' との對立の綜合たる第三の契機たることを要するのである。例を以て云へば、机と云ふ主體が主體的變化をして、その本質を變へ、椅子になつたとしても、この場合、机の生滅は必ずしも椅子の滅生を伴はない。机の滅に依つて或ひは一切は終るかも知れないのである。非机の中より椅子が撰ばれて、机が椅子になると云ふことはこの儘では多分に偶然であつて、或ひは机の滅を以て變化は中絶するかも知れないのである。中絶することに依つて實體は自己を喪失し、己れを全うしないのであるが、この様な主體變化は不完全であると云ふの他はない。蓋し、身體的變化は自己が無制約的に自己を全うするところより生ずる變化であるからである。そこでこの不完全な變化を完全ならしめる爲、即ち、机の滅を椅子の生であらしめる爲には、椅子の形相が机のそれに對して單に反対であるのみでなく、反つて机の形相に對して綜合的である様な形相でなくてはならない。換言すれば、

椅子は何らかの意味で机の目的因とならねばならないのである。机より椅子への變化が目的的であるならば、その時こそ机の滅は必然的に椅子の生となるのである。^(註)對立の他方がその對立そのものの綜合たる意味を有するならば、その對立の一方より他方への推移は必然的であり、自己以外の第三者を要せずして變化は完了する。第一質料に於ては辨證法第一の肯定が實體のSの生であり、第二の否定はSの滅であり、第三の肯定は實體 non-S の生であつた。そして第二と第三の間、即ち、Sの滅と non-S の生との間に何の隙間も許されない。否、Sの滅が直ちに non-S の生であることによつて無制約的主體の自己性が貫徹せられた譯である。

所がこの複合領域になると第一の肯定たる實體 S の生より第二の否定たる實體 S の滅まで万事は終結するかも知れず、第二の否定たる實體 S の滅より第三の肯定たる實體 non-S の生に移る必然性が必ずしも存しないのである。何となれば、non-S は S に對してその質料持續性の故に恰も反対の鬪聯にあり、non-S の肯定はつまり non-S 中の或る S' の生に他ならないからである。そこでこの第三の S' の肯定を必然ならしめる爲には S' は S に對する反対であるのみでなく、その反対の綜

合をも併せ含んでなくてはならない。第三の S' の肯定が S の無制約同一と同じ無制約的同一であるのみでなく、 S に對する綜合的意義を有しなければ何の必然もない。第三の肯定が第一肯定たる同一の反覆ではなく、綜合であることに依つて、主體的變化は中絶の恐れなく、主體的自己は自己を全うする。この故に自己以外のものに依據しない主體性はこの領域に於ては同一・矛盾の二契機の他綜合の第三契機をも併せ含む主體的變化に依つてのみ維持せられるのである。第三の肯定に依つて主體的自己は一者に對立する他者であると共に、一者と他者とを綜合止揚する。合が正反の中庸たる合ではなく、反の側に於ける合たる意味がここにある。この様な主體變化は、もはや同一・矛盾の反覆循還の機動的運動ではなく、同一・矛盾・綜合の自己目的的發展的運動と云ふべきものである。

複合領域に於て既に第一質料に於ては未だ對象化せられなかつた綜合の契機が現はれたが、これはより形相的な上級の領域に赴くに従つてその重要性を増して行くものと思はれる。しかし變化が複合領域に於て在る限り、換言すれば、實體 S と S' とが質料を共有する限り、 S と S' とが恰も反對であるかの如き態様を示す

點では別に變りない。何となれば、 S と S' とは各々自らの他者である單なる質料を共有するからである。 S でもなく、 S' でもない、例へば、机でもなく、椅子でもない第三者を共有するのは正に反對の關聯に他ならないからである。しかし領域が更に上級になつて、最早質料を含まぬ離存或ひは純粹形相の領域になると S と S' とはもはや單に差異であるかの如き態様しか示さぬものと察せられる。つまりこの様な形相 S と S' とは S でもあり、 S' でもある第三者を共有すると考へられるが、この様な關聯は正に小反對、即ち、差異の態様に他ならない。更に S と S' とが遂に相等の態様に達する様な最高の形相段階も考へられぬではない。何れにしても、反對の綜合よりも差異の綜合の方が、又、差異の綜合よりも相等の綜合の方がその綜合性の度を増すことだけは確かである。この様にして第一質料に於ての主體的變化より次第に上級の領域の主體的變化に考察を押し進めてゆくと、それら領域の形而上學的構造の變遷に應じてその辨證法の内容も自ら異つて來ざるを得ないのである。基礎領域たる第一質料に於ての辨證法が綜合の契機を缺除して居たのに對して、上級領域に赴く程、綜合の契機の重要性は益々増加する一方で

ある。これを主體の名辭を以てすれば、領域が質料的のものから、より形相的のものに移るに従つて、主體的變化は循還的反覆的機動的自己運動より、發展的進化的目的的自己運動に變遷してゆくのである。唯物辨證法、觀念辨證法もこの様な領域如何によつて生ずる辨證法の類比的多義性から生じたものであつて、より質料的な、特に第一質料に於て唯物辨證法の、より形相的な上級領域に於て觀念辨證法の性格を定めることが出来るであらう。つまり、辨證法に於ける綜合の契機の免除に於て辨證法は極めて唯物的であり、その契機の強化に應じて辨證法は次第に觀念的になつてゆくのである。基礎領域に於て綜合性を免除して居た唯物辨證法も上級領域に到るに従つて精神運動の綜合性に相應する觀念辨證法に類比的に變容してゆくのである。

要するに領域如何に係らず、一般に實體の辨證法性の實在性格は、主體的變化であると規定することが出來よう。凡そ他者に依つて制約せられず、自己のみに依つて制約せられる存在者に關して辨證法が成立する。それ故に辨證法は主體の論理である。デニンティーレに依れば自己制約者 *norma sui* の論理である。唯彼

はこれを特定の「がある存在」たる精神の領域に限つて認めたのであるが、物質であつても精神であつても、一切の領域的存在を通じてこのことは認められねばならない。否、認識上の順序より云へば、基礎領域たる第一質料に於て先づこのことが認められなければならぬのである。一般にものが自己制約者乃至無制約者として認められた時、換言すれば、實體範疇に依つて認識せられた時、辨證法論理も共に認識されねばならない。我々は先づ範疇論乃至存在の論理學の中に、實は基礎領域、領域をその背景としながらこのことを認め、更に領域存在の反省を通じて之を他の領域へも類比的に推し及ぼし、唯物辨證法より觀念辨證法に到る辨證法性格の相違の一端を規定しようと試みた次第である。

四、認識論 Erkenntnistheorie

認識論には、範疇そのものの認識を解明する、云はば、存在論乃至形而上學の可能性を論及する高い意味の認識論と、範疇に依る認識、従つて、常識乃至知識の可能性を論ずる低い意味の認識論とがある。前者はその本性上存在するもの以前であ

る「存在」の類比的、非對象的認識——範疇認識——を問題とするのであるが、後者は「存在」として「存在するもの」の、何らかの範疇と云ふ仕方に従つて「がある」對象の一義的、對象的認識——實在認識——を問題とする。そして丁度、この兩認識論の中間に上述の存在論乃至形而上學が位するのである。所がこの存在論乃至形而上學に於て範疇の實在性格が解明せられる以上、範疇に依る實在認識を論ずる低い意味の認識論がこれに影響せられる所多きは云ふを俟たない。否、認識論的性格も實在性格の一部と考へられうるならば、認識論は形而上學の延長とすら考へられるのである。この項ではこの低い意味での認識論に於ける實體認識の二三の問題に論及することにしたい。

實體範疇の實在性格に應じ、實體範疇に依る認識を主體的認識と名付けよう。

主體的認識と云ふ言葉は元來客體的認識と云ふことに對して云はれることで、從來は多く對象認識を客體的と名付け、認識主體の自覺的な非對象的な認識を主體的と名付けて來た様に思はれる。しかしここに主體的と云ふのは決して單に認識者の主體をのみ指示するものでない。勿論、認識者に就ても主體はなくてはな

らないが認識されるものの主體もなくてはならない。凡そ實體である如何なる
がある存在者も——それが物質であれ、精神であれ——之を主體と呼ぶのである。
これに對して、客體を單に認識作用の客體となると云ふ意味で考へてはならない。
實體が他の諸範疇に従つて存在するものに對して、主體的であることは上述した
通りであるが、逆にこれらの諸範疇に従つて在るもののが實體範疇に従つて在るもの
に對しては客體的であると云はねばならない。主體の制約作用の客體となる、
があらしめられることによつてであらしめらるる一切を客體的と云ふことが出
來るのである。それ故主體と云ひ客體と云ふのも命題學の名辭を以てすれば、主
語と述語と云ふことと何の變りもない。丁度、實體の主語的範疇とその他の述語
的諸範疇との各々の實在性格が主體と客體とに當ることになるのである。この
意味で主體的認識は無制約的認識、客體的認識は制約的認識と考へられる。そし
てこの無制約的認識と云ふことが辨證法的認識と云ふことになるのである。唯、
これらの認識は何れも「がある存在」に就てなされる以上、共に對象認識であること
を忘れてはならない。單に客體性にのみ對象性を認めた從來の考へ方を改めて、

對象性が主體性をも包含する様擴張せられねばならない。抑、範疇表が他の範疇と特に區別される實體範疇を含む以上、その實體範疇に依つて認識せられる主體は、それが認識せられるものなる以上、矢張り對象の一部でなくてはならない。從來は客體と云ふ被制約的な對象のみが對象と考へられて來たけれども、その様な對象概念ではもはや主體と云ふ對象を含みえないことは確かである。

對象概念の擴張は近世哲學に於て一たび抹殺せられた範疇表に於ける實體範疇の特異な地位の回復と相應して、近世認識論に於て正に改革を要する一點である。對象性を専ら被制約的な客體に限る時、制約作用は専ら認識主體の側面にのみ期待せられ、ここに主觀主義が出現するのは當然となる。所が範疇表の中に再び實體範疇がその獨特の地位を獲ることに依つて、範疇に依つて成立する對象と云ふ概念はこの主體としての無制約者をも含まざるを得なくなり、客體への制約作用をもはや認識主觀に求めずとも、客觀對象の一部たるこの主體者に期待しうることになる。このことは又對象認識の本性にとつても當然のことである。何となれば、「ある存在」の最優位の充實は獨り實體範疇に依つてのみ實現せられる

とすれば、主體こそ最優位の意味に於て對象性であると云はねばならない。そして我々の認識がもしこの最優位の對象を自らの對象としないならば、それを認識と名付けることが既に撞着である。主體をその對象より除外することは認識作用の本性に反する。不幸にして近世認識論の扱つた認識はこの様な既に認識と云ふ意味を半ば喪つた「認識」ではなかつたであらうか。

然し從來主體が多少とも對象と認められたとすれば、それは精神と云ふ領域に就てであつた。主體を専ら認識主體としてしか考へなかつた考へ方も亦これに由來する。しかし上述の如く、抑、實體範疇が主體としての實在性格を示すのは何を指いても先づ無機物質の領域たる基礎領域に於て認められる所であつた。物質も認識せられる以上、主體として認識されなくてはならないのである。否、事實は反つてこの領域に於ける主體的認識を基礎として他の精神的諸領域の主體性が類比されるのである。^(古) 精神的諸領域に於ける主體的變化はその歴史を形成する。何となれば、精神的主體の主體性は綜合の契機を含む辨證法的、發展的變化の中に全うされるからである。前段階を綜合に於て止揚しつつも包含することに

依つて、その變化は少くとも「記憶」を伴ふ展開である。しかし物質的諸領域、殊に綜合の契機を缺除する基礎領域たる第一質料に在つてもその主體性が歴史を形成することに變りはない。但し、物質の歴史はその辨證法が示す通り綜合性を缺除する故に、記憶なき反覆に他ならない。

斯く云へばとて、我々の主體的認識が認識主體と何の關聯がないと云ふのではない。我々の認識は「がある存在」の一一種の實在關聯と見られる以上、主體的認識は認識する主體と認識される主體との實體關聯であり、客體的認識に在つても、認識される屬性者の認識は認識する主體の屬性との一一種の屬性關聯でもあるであらうし、又認識される偶性者の認識は認識主體の偶性との間の偶性關聯でもあるであらう。唯、主體的認識に依つて認識者の主體のみしか認めない歪める立場は排撃しなくてはならない。主體的認識は先づ被認識の對象主體を認め、而して後、類比に依つて認識者の主體をも認めるに到るものである。總じてものの對象認識は「ものを見る」客體的認識に満足せず、「ものが見る^(も)」主體的認識に到つて始めて全うせられるのである。ものの對象的主體性を把握することなくして、認識なるもの

は成立たない。抑、ものの客體的認識もものの主體的認識以外のものからは出發しえないのである。

五、方法論 Methodenlehre

辨證法論理の方法論的意義を考察する爲には先づ學問的認識に於ける主體的認識の地位を定めねばならない。一般に新しく發見された論理は學問的方法の全部を支配しようとする要求をもちやすいものである。勿論そのことの背後には一定の存在論乃至形而上學的學說が在つてそれに基いてこの様な要求が起つて來たのであるのは云ふを俟たない。例へば、演繹論理は一般者を唯一存在とする實念論^{リアリズム}に支持せられ、自らを唯一の存在論理と主張し、歸納論理も個別者を唯一存在とする唯名論^{バニタリズム}に支持されて同様のことを主張して居る。辨證法もこの例に洩れず、既に演繹論理に依り、或ひは歸納論理に依つて確立せられた對象を自己の圖式に依つて解釋し直ほさんとする現狀である。成程、如何なる對象でも一定の圖式の下に解釋され直ほすことは任意であつて、殊に同一・矛盾、綜合の嚴密な適用

ではなく、正、反、合の單なる圖式解釋は反對、差異、個別等、實體以外の諸範疇に依る諸對象に關して一應自由である。但し、自由であるけれども、空氣を刀で縱横に撫切ると同様に無意味のことでもある。辨證法がその意義を有するのは獨りこの論理のみがその對象を確定しうべき所のその對象に關してのみであつて、決して他の論理の範域を犯すものであつてはならない。かくしてそれは始めて存在の論理たりうるのである。我々は辨證法が存在の論理として存在論の中に獨自の地位を得ぬ限り、これを正當な權利あるものとして承認しえないのである。このことは辨證法に限らず、演繹歸納の兩論理に就ても同様である。この故に、屬性範疇に依る特殊・普遍の一般者たる對象に關してのみ演繹論理が、偶性範疇に依る個別者たる對象に關してのみ歸納論理がその權利を保有するのであつて、これらに對して辨證法論理は唯、實體範疇に依る本質存在者に關してのみ成立する存在の論理と云ふべきものである。そこでこれ以外の辨證法は一應正、反、合の圖式を有して居ても何ら對象的意義なき偽辨證法に過ぎない。凡そ獨り論爭の世界に於てのみ意味を有する辨證法の類は正にこれに屬するものと云へよう。

通常、我々が學問的認識と考へて居る殆んど大部は上述の客體的認識に屬して居る。今こう云ふ認識に於ける方法を概括すると、如何なる學問にもその獨特の公理體系があつて、これから推論に依つて幾多の歸結が導出せられ、更にこの歸結が實驗、或ひは觀察に依つて吟味検證せられて法則化せられる。ここに云ふ導出が演繹論理に依るものであり、吟味検證が歸納論理に依るものである。しかし前者は屬性範疇に依り、後者は偶性範疇に依るもので、何れにせよ客體的認識に他ならない。公理體系はその學問の凡ゆる命題を演繹的に導出しうる命題の集合であつて、これに依つて任意の命題を導出した時、その命題は證明せられたと云ふ。尤もこの任意の命題が未だ經驗に依つて吟味検證せられ法則化せられぬ以前には、この命題乃至これを證明した公理體系は假設の性格を脱しないのである。公理體係が假設の性格を有するにせよ、有せぬにせよ、その學問の一切の命題が悉くこれから證明せられねばならぬと云ふ意味で、諸公理の體系は他的一切を證明はするが自らは證明せられぬ幾つかの命題から成り立つて居ると云はねばならぬ。しかも公理體系は演繹論理の本性上決して自己矛盾せぬ無矛盾たることを要求

し、更に凡ゆる可能な歸結、中でも現在歸納的に吟味しうる有意義な命題の凡べてを導出證明しうる如き不足のない完全な體系たることをも要求する。しかしながら公理體系自身はそれが他の命題を證明した様には自らは決して證明せられぬ命題からなる以上は任意の命題の任意の組合せに過ぎないと云ふべきである。しかしこの様な任意性より如何にして公理體系の無矛盾と完全とが保證されるであらうか。(特定の公理體系に就てではなく、公理體系一般に就ての一般的保證の問題である。)

公理體系のこの様な要求に對する何らかの保證なくしてはその方法論的意義が確保せられない。若しこのことを他の公理體系より證明しうるならば一應問題は解決せられる様に見えて、屋上屋を架するに似て、この他の公理體系に就て同様のことが起るのである。しかし何らかの仕方で何らかの意味での「證明」が必要である。公理體系の要求を満足せしめ、それを保證すべき公理體系以前のも、*Apriorität*が必要である。カントが純粹數學は可能なりや、自然科學は可能なりやの問題を提出し、先驗主義を確立したのはこの意味に於てであつた。つまり彼

はこの「證明」を悟性の先驗的様式に求めたのである。彼の先驗的「證明」は對象的なもの(公理體系並びにそれ以後の一切のもの)の根源を志向作用の本性の中に求めたのである。

しかし公理體系が對象的であると云ふことはそれが必ずしも對象的なものの最後のものであると云ふことではない。公理體系は演繹的證明、歸納的檢證の基礎として無矛盾完全であるべく、その意味で確かに客體的なる對象の始源ではある。しかし公理體系が如何に根源的であつても、それはそれ自身飽くまで客體的であり、被制約的であつて、その意味で述語論理の性格を脱して居ない。然るに對象は客體的のものに盡きず、従つて客體的なものの始源は心すしも對象的なものの始源ではないのである。そこで客體的なものの始源を直ちに對象的なものの始源の如くに扱ひ、もはやその *Apriorität* を對象以外に、即ち、カントに於ける様に、志向作用の側面にしか求めることが出來ないとすれば、それは誤りである。客體的なものの他に主體的なものも亦對象に含まれるのであるから、客體的なものの始源の *Apriorität* は何も對象以外に求めるまでもなく、對象内の主體的なものに

求められうるのである。まして主體的のものとは主語論理の性格を有するものであつて見れば、述語論理の性格を脱しない公理體系がこれに依據し、これにその Apriorität を求めるることは極めて當然のことであらう。主體的なるものの同一・矛盾的本質の中に、就中その同一性の側面に於て公理體系が規定されると云ふのになければ、それは何ら必然化されず、依然として任意的たるの他なく、その無矛盾性と完全性との要求を満足せしめうる保證は少しも與へられて居ないことになる。しかし同一・矛盾的本質が直ちに公理體系であると云ふことではない。もし同一・矛盾的本質に依つて無制約的に規定せられるならば公理體系は述語性格を失つて既に主語的のものになつて居なくてはならないであらう。述語論理の基礎組織である以上、それは同一・矛盾的本質に依つて制約的に規定せられて居らねばならない。主語的なものの述語的なものに對する制約關聯(分析的、或ひは、綜合的關聯)に従つて規定せらるべきものであつて、それ自身主語的範疇のものであつてはならない。云はば、主語的な無制約同一の中には被制約的同一として述語化されたものに過ぎぬ。直ちに同一・矛盾的本質に基く辨證法論理の對象ではないとして

も、それ自らだけでは獲られぬ保證をこの様な主體的對象から受取る所の客體的對象である。この故に公理體系の客體的認識にとつて辨證法的な主體的認識は不可缺のものである。斯くて公理體系の先驗主義は、同じく對象的な主體的のものの中にその根據を求める事に依つて、主觀主義に陥ることから免れる筈である。

公理體系の凡ゆる歸結の吟味検證を完了することが實際にありえないこととすれば、如何なる公理體系も多少假設であると云ふ性格を免れ難い。この故にこそ公理體系の非任意性、その無矛盾性と完全性の保證はその對象性の爲に益々必要となることとなる。公理體系及びそれから生ずる凡ゆる歸結がもし完全に吟味検證せられれば、公理體系の對象性は別に疑ふ必要もないが、實際上、如何なる公理體系にも若干の假設が殘存する以上、その對象性を保證するものはやは公理體系の要求を満足せしめる主語的な同一・矛盾の本質を指いて他にない。ここに於て辨證法的な主體的認識に依らずしては公理體系の客體的認識が成立たぬことが愈々明らかになる。勿論、公理體系の内容は實體範疇以外の屬性範疇、或ひは、偶性

範疇に依つて規定せられる限り、直接に主體的認識の對象にはならない。しかし、そう云ふ内容を有する公理體系をして客體的公理體系たらしめるものは主體的辨證法以外のものではない。否、公理體系が、辨證法的に規定せらるうる如き主體的同一・矛盾に依つて裏付けられ主體的に制約せられて居るからこそ、それは斯くの内容を獲て來たものだと云へる。假設は對象性を含まねば有效なる假設たりえない。従つてこの假設の對象性を制約保證する辨證法こそ發見の論理と呼ぶことが出來よう。抑、假設とか發見とか云ふことは決して偶然とか僥倖とかに委ねられて居るものではなく、もと存在の論理に基いて居ることに依つて、始めてその方法論的意義を獲得するものなのである。

公理體系が述語論理的であることはそれが決して無條件的なものではなく、少くとも主語論理的なものに依つて制約せられて居ることを示して居る。公理體系が常に何らかの主體的同一・矛盾の、特にその同一の側面上に制約的に肯定せられて居る以上、それは又必ず同一・矛盾者の主體的變化に條件付けられるものと云はねばならない。然るに主體的變化とは歴史であるから、この意味で

如何なる公理體系も歴史的なものである限りに於て客體的でありえたと云ふの他はない。社會史を超越した自然法則とすら考へられた經濟法則も亦歴史の辨證法的段階を超越しえなかつたのと同様に、否、自然法則そのものが同じく主體的なものの制約下に在る以上、既に歴史的^(八)なのである。以上に依つて、凡ゆる客體的認識の基礎となる公理認識に對して主體的認識の有するこの様な意義の中に辨證法論理の方法論的意義の一端を覗つただけであつて、特に辨證法に關するその他の多義複雜な方法論的諸問題の探究は他日に譲らねばならない。

以上本稿の主眼とする所は、辨證法は決して通常の意味、述語的諸範疇の意味での同一律矛盾律を破る如きのものではなく、反つてその基礎をなす實體範疇の論理に他ならないこと、又實體範疇の有する存在性格、實在性格が辨證法論理に依つて始めて開明しうるものなることを説明する點に在る。存在の如何なる領域に於てであれ、實體範疇がそこに於て有する所の主體性格こそ辨證法論理の重要な標識であり、該論理の認識論的、方法論的意義もそこから考察されうるものと思は

れる。中間報告的なそれにしても纏まりのない論述に終つたことは遺憾であるが、他日を期して筆を措く。(昭和十五年一月十日)

註一 Aristotle : Organon 83 b. 4.

註二 んじん Sosein は Wassein と Wiesein とを共に含む。Sosein を「斯くある存在」と譯すのは、

それが Wiesein のみなみや、Wassein をも含むと考へられる時には不適當である。

註三 述語論理に於ける排中律は述語 P と non-P との撰言的關係の下にのみ成立する。排中律に依れば P と non-P とは共に肯定せられず、共に否定せられないものであるが、このことは條件的にのみ成立する。先づ後者に就て云へば、P の否定と non-P の否定とは一應兩立しない。しかし S は P でないと云ふ否定が無條件的であつたなら、單に S が撰言肢 P でないと云ふことのみならず、S は P か non-P かと云ふ撰言關係一般をも否認することになる。S が撰言肢 P でないと云ふのなら、直ちに S は non-P だ。(non-P ならざるべからず——必然性)と云へるのであるが、P か non-P かと云ふ撰言關係そのものまでが S に就て否認せられるならば、その場合には S は P でもなく、non-P でもない(P であり得ず、non-P でありえず——可能性)のであるから、排中律は成立しない。S の否定に存する二重性は肯定にも存することと S は P なりと云ふことが、S は P なるか、non-P なるかの撰言關係を有して居ると云ふことのみならず、更に S は撰言肢 P なりと云ふことを意味するならば、S は non-P だ。(non-P たるべからず——必然性)となるけれども、し第一段の肯定に止まつて、單に S が P か non-P かの撰言關係を有すと云ふことに止まるなら

・辨證法論理の主義性格に就て

ば、S は P でも non-P でもある (P がありうると同時に non-P がありうる — 可能性) ことになり排中律はなり立たぬ。それ故肯定・否定を撰言肢のみならず、無條件に撰言關係(可能性)にまで及ぼす時 P と non-P とは排中的でありえない。肯定・否定が撰言關係の成立を條件として撰言肢(必然性)に止まる場合に限りて排中律が成立するのである。

註四 Aristotle : *Metaphysica* 1028^b 33—1029^a 13

註五 机と椅子の形相の間に目的因の關聯を認めるることは困難なれどもこの例は S より non-P 即ち S' の進展の偶然性を強調する爲掲げたものである。椅子がもし机の形相をも内含する机付きの椅子であれば斯かる椅子はそれ自體で机の機能を全うさせうるものであり、机に對して目的因たる意味を有することになる。この机と椅子の代りに苗と樹木の關聯を考察すればその目的的關係の方は一層明白とならう。

註六 物質的諸領域より精神的諸領域へ認識の對象を移してゆくに従つて、認識は次第に反省的となり、ニッカイ・ヘルムランの言葉に依れば intentio recta たり intentio obliqua に變つてゆく。

(N. Hartmann : *Grundlegung der Ontologie* S. 49) しかし intentio recta たり intentio obliqua に於て使用される名辭は元來 intentio recta で使用せられた名辭の類比的使用であることを忘れてはならない。名辭の規距をなすアリストテレスの範疇も既に物質的可感の領域に就て先づ確定せられたものである。「主體」の概念が特に精神の領域に於てのみ云々せられる現代實存論等の精神現象學的名辭もこの方面から再吟味せられねばならない。

註七 その眞意の正解は別として西田博士の表現に從ふ。對象認識に於ては「ものは對象であつ

て「私」ではないことに注意せられたい。

註八 ここに云ふ歴史とは自然法則に就ての學說史を意味しない。自然法則がそれに就て成り立つ所の自然的宇宙的物質主體の歴史を云ふのである。